

## 事業許可又は設置許可を受けた核燃料施設等について 先行して一部の施設を使用する場合の手続き（案）

平成30年12月19日  
原子力規制委員会

1. 工事全体が終了する前に先行して一部の施設を使用する場合の基本的考え方
  - ・ 工事全体の終了に対する使用前検査合格証の交付をもって使用可能とすることが原則であるが、申請者が一部施設を先行使用しようとする場合には、当該施設に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）の申請を受け、原子力規制委員会が(a)当該施設を先行して使用することの適切性及び(b)当該施設において適用する技術基準の範囲<sup>1</sup>を判断することとする。原子力規制庁は、同判断を踏まえ、設工認及び使用前検査を行うこととする。（具体的な手続きの考え方は2.（2）参照）
2. 新規制基準に基づき設置許可（事業許可）を受けた核燃料施設等に対する設工認及び使用前検査の手続き
  - （1）今後の基本的な運用

使用前検査の合格証の交付をもって施設の使用ができるようになることを明確にするため、工事全体が終了してから使用する場合の設工認及び使用前検査の運用を原則以下のとおりとする。

    - ・ 設工認申請を分割し段階的に工事に着手する場合には、設工認申請において工事の全体像を示させることとする。
    - ・ 使用前検査については、工事全体に対する一括した使用前検査申請に対して合格証を交付することとする。なお、使用前検査申請は分割することが可能ではあるため、分割された使用前検査申請に対しては、工事全体に対する全ての使用前検査を終了した段階で、それぞれの申請について合格証を交付することとする。

<sup>1</sup> 一部の施設を先行して使用する場合に、当該施設のリスク等を考慮した技術基準の範囲

(2) 一部の施設を先行して使用する場合の運用

工事全体が終了する前に先行して一部の施設を使用する場合の設工認及び使用前検査の運用については、上記1. の考え方にに基づき、以下のとおりとする。

- ・ 一部の施設を先行して使用しようとする申請者には、設工認申請において、当該施設を先行して使用する必要性、当該施設の独立性、当該施設が適合すべき技術基準の範囲等を示させることとする。なお、当該施設の設工認申請をさらに分割し段階的に工事に着手する場合は、2.(1)と同様の手続きとなる。
- ・ 原子力規制庁は、設工認申請を受理した場合には、原子力規制委員会に、(a)当該施設を先行して使用することの適切性について諮り、(b)当該施設の審査において適用する技術基準の範囲について決定を求めることとする。(適用すべき技術基準について、申請者の申請と異なる範囲が決定された場合は、適宜申請者に申請の補正を求めることとなる。)
- ・ 原子力規制委員会が、当該施設を先行して使用することについてリスク等を考慮して適切と判断した場合には、原子力規制庁は、原子力規制委員会が決定した範囲の技術基準を適用して、その適合性を設工認の審査において確認し、当該範囲の技術基準への適合性に係る使用前検査を行い、同検査を終了した段階で合格証を交付することとする。

以上

新規制基準に基づき設置許可（事業許可）を受けた核燃料施設等に対する設工認及び使用前検査に関する法令上の規定とこれまでの運用

#### （１）法令上の規定

- ・ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工事業規則」という。）とも、設工認の申請に関し、全部につき一回で認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができるとしている。
- ・ これらの規則では、変更申請における分割について規定されていないが、運用として変更申請についても分割申請を認めている。なお、核燃料施設等の規則には、実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第 17 条（一部使用承認等）の規定と同様の規定はない。

#### （２）これまでの運用

新規制基準適合性に係る設工認及び使用前検査の手続きを行っている核燃料施設等としては、試験炉及び加工施設があり、申請者の選択により、分割申請された設工認に対して「申請者が申請範囲を設定し分割した使用前検査申請」と「分割申請された設工認を一括して使用前検査申請」がなされているものがあり、前者の場合には、それぞれの合格証により使用可能となる施設について明確にされていなかった。これまでの適用例は以下のとおりである。

なお、施設の使用に向けた工事の一環とした利用や試験利用については、設工認申請の「工事の方法」に記載することで当該記載の範囲で利用できることとしている（平成 30 年 4 月 25 日原子力規制委員会で原子力規制庁より報告）。

##### １）試験炉

- ・ 設工認については、分割申請を認めており、各申請に対して認可を行った。
- ・ 運転準備のための試験等の使用については、以下のとおり。

##### ①近大炉（平成 28 年 5 月設置許可）

- ・ 使用前検査については、一括した一つの申請であり、使用前検査の確認は分割した設工認申請毎に実施していたが、一つの合格証を交付し、合格証交付前にも試験使用を認めていた。

##### ②KUCA 及び KUR（平成 28 年 5 月及び平成 28 年 9 月設置許可）

- ・ KUCA の使用前検査については、分割した設工認申請毎に申請があり、その都度、合格証を交付し、試験使用を認めていた。
- ・ KUR の使用前検査については、分割した設工認申請を踏まえて試験工程毎に申請があり、その都度、合格証を交付し、試験使用を認めていた。

### ③NSRR（平成 30 年 1 月設置許可）

- ・ 設工認を 5 分割で申請・認可し、工事が不要であった設工認及び耐震補強に係る設工認を除く、実験孔共振防止評価等、外部火災・竜巻対策評価等、安全保護系ケーブルの物理的分離の 3 つの分割した設工認申請に対して個別に使用前検査合格証を交付し、試験使用を認めていた。
- ・ 本来 5 分割の最後の設工認に対応する使用前検査に合格する前に運転することはできないが、平成 28 年 12 月に部分改正した「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」（平成 25 年 11 月 6 日原子力規制委員会了承）に基づき S クラス施設を有しない低出力炉に対する経過措置が適用される案件として、耐震 C クラス施設の耐震工事以外に必要な設工認及び使用前検査合格を受けていれば経過措置を適用して使用（試験炉としての使用）を認めることを、平成 30 年 4 月 25 日の原子力規制委員会において確認した。

## 2) 加工施設

### 原子燃料工業東海事業所（平成 29 年 12 月事業許可）

- ・ 設工認については、分割申請を認めており、各申請に対して認可を行っている。第 1 回目の申請（地下貯蔵施設の施設等）は、地下貯蔵施設を内包する建物の使用前検査の合格等が同施設の使用開始に必要な旨記載している。
- ・ 同施設の使用前検査申請がなされ、検査中であるが、分割した設工認申請により使用前検査申請を変更するとしているため、同施設を内包する建物等関係する設備等の新規制基準対応工事に対して全ての検査が行われた後に、一括した使用前検査の合格証を交付する予定である。
- ・ 同施設の工事に伴う新燃料の同工場内での移動等については、試験使用の承認等の手続きがないため、設工認申請の「工事の方法」に記載することで当該記載の範囲で使用している。